

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 14 回定例
10 月 28 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 10 月 28 日に教育委員会第 14 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 10 月 28 日（水） 開会 13 時 30 分
閉会 16 時 30 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
奈良間 一 博 総合教育センター次長
篠 宮 晋 士 教育総務課参事
谷 学 教育総務課主席人事管理主事
菅 沼 日出彦 教育総務課専門監

4 その他

- (1) 第 17、18、19、20、21、22 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

7 月 22 日、8 月 3 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認し

ているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 17 号議案から第 22 号議案は人事案件であるため、非公開とした
いと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 17 号議案から第 22 号議案
は非公開とする。

<非>第 17 号議案 教職員の懲戒処分

<非>第 18 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公開

<非>第 19 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公開

<非>第 20 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公開

<非>第 21 号議案 平成 27 年度末教職員人事異動方針

※ 非公開

<非>第 22 号議案 平成 27 年度末静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定

※ 非公開

【会議の公開】

教 育 長： ここで会議を公開とする。

報告事項 1 文部科学省「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめの状況等の調査）」静岡県公立学校の状況（概要）

教 育 長： 報告事項 1 「文部科学省「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめの状況等の調査）」静岡県公立学校の状況（概要）」について、鈴木義務教育課参事、渋谷高校教育課長、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課参事： <報告事項についての説明>

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 先日、大井川西小学校に訪問し、人権教育について意見交換した。中学校は沼津市立第三中学校、高校は金谷高等学校ということで教育委員会は人権教育のモデル校として指定している。その中に参考となるヒントがあるのではないかと感じている。昨日、新聞報道でいじめが13万件とあった。どういった集計をした数字なのか。

教 育 監： 多いところは京都府、少ないところは九州となる。生徒一人当たり30～40倍違う。この数値そのものにどういった意味合いがあるか議論がある。このような数字が出るということは、多方面から情報が集まるということなので、いい方向に学校が対応していると感じている。

興 委 員： 文部科学省から求められた調査の具体の指示は何か。

義務教育課参事： 調査項目は同じである。

興 委 員： 静岡県もかなり増えているが、なぜギャップが生じるのか。

高校教育課長： 軽微な案件をもう一度精査しなさいということである。

興 委 員： 軽微なものが増えたということか。

高校教育課長： そうである。

興 委 員： この資料で義務教育と特別支援はいじめ発見のきっかけということで、アンケート調査の効果、保護者からの訴え、本人からの訴えなどが明記されている。どのようにいじめの問題を掌握するか、どのように顕在化させていくかについて、いかに声を吸収することが大事かをこの資料は示している。高等学校はいじめの対応でそういった側面がなく、どういった対応をとったので効果があったとなっているのかわからない。高等学校の情報の取り扱い方に義務と特支に比べてギャップがあるかもしれないが、両者の中で共有できる方法があるのではと思った。

教 育 監： 発表は3課で様式を整えるよう調整する。

加 藤 委 員： 先日、NHK放送で島根県の校長の発言があり、今までのいじめの定義から基準が下がったのではないかとということであった。ちょっとした子どもたちのトラブルまで全て計上するのであれば、そのように考えていく必要がある。

教 育 長： 鳥取、島根は2桁程度しかなかった。人口が少ないとしても少なすぎると感じた。

興 委 員： 文部科学省にデータを提供しているのは県教育委員会なので、文部科学省で公開された時には県の状況分析をしておく必要がある。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承した。

【閉会】

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成27年度第14回教育委員会定例会を閉会とする。